

みんな笑顔で 介護保険

利用
ガイド

令和6年度版
(2024年度)

介護保険制度のしくみを
動画で説明しています。



知多北部広域連合
(東海市・大府市・知多市・東浦町)

介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- **令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました**
より低所得の人に配慮した保険料になりました。
- **介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼できるようになりました。居宅介護支援事業者の場合は、知多北部広域連合が発行する事業所一覧などから選択します（20ページ参照）**
高齢者相談支援センターだけでなく、指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
※介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用の場合は、引き続き高齢者相談支援センターに依頼します。
- **福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入）を選択できるようになりました**
レンタルが長期間になる場合は、購入した方が金額を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。
選択制の対象福祉用具は次の通りです。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く）と多点杖
レンタルまたは購入の選択については、事業所にいる福祉用具専門相談員などが利用者に必要な情報を提案・説明することを義務付けています。利用する場合は、よく相談しましょう。
- **介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月から）**
それにともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、6月1日に改定されます。

令和6年8月から

- **介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります**
施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点から、居住費等の基準費用額が変わります。

ご存じですか？ぴったりサービス

ぴったりサービスとは、マイナポータル電子申請機能を利用して、行政手続きをオンラインでできるサービスです。要介護認定の申請や高額介護（予防）サービス費の支給申請など、介護に関する申請や届出を、いつでもどこにいても手続きすることができます。

利用には、マイナンバーカードやマイナンバーカードに対応したスマートフォンなどが必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。



介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険料

・保険料は大切な財源です……………6
・40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料……………7
・65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料……………8

サービス利用の手順

・サービスを利用するまでの流れ……………10

要介護1～5の人〈介護サービス〉

・介護サービスの利用のしかた……………14
・介護サービス（在宅サービス）……………16
・介護サービス（施設サービス）……………18

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

・介護予防サービスの利用のしかた……………20
・介護予防サービス……………22

要支援1・2、要介護1～5の人〈地域密着型サービス〉

・住み慣れた地域で生活するために……………24

要支援1・2、要介護1～5の人〈福祉用具貸与・購入、住宅改修〉

・生活する環境を整えるサービス……………26

事業対象者の人、要支援1・2（介護予防・生活支援サービス事業）、65歳以上の人（一般介護予防事業）

・介護予防・日常生活支援総合事業……………28

利用者負担の軽減について

……………30

高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）

・地域のみんなで支えあいます……………32

も
く
じ

介護保険のしくみ

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具、住宅改修

介護予防・日常生活支援サービス事業／一般介護予防事業

利用者負担の軽減について

高齢者相談支援センター